新型コロナウイルス感染症の影響に伴う

令和3年度固定資産税の減免について

**中小事業者等が所有する事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例**

　下記の要件に該当する場合、令和3年度固定資産税の課税標準の特例措置により、税額の減免を受けることができます。

**令和３年度課税の１年分に限り**、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の１または、ゼロとする。

**【要件及び特例率】**

令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて

●30％以上50％未満減少している者……2分の1

●50％以上減少している者………………ゼロ